様式　第七号（第十条の二関係）

許可番号 第 7300007362 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏　　名　株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林　友則
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長　秋　葉　忠　利

許可の年月日　平成20年　8月11日

許可の有効期限　平成25年　8月10日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
収集運搬（積替・保管を含まない。） 以下余白	燃え殻（判定基準に適合しないものを含まない。） 汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 鉱さい がれき類 （これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
無

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H10. 8. 5	更新許可	H16. 7.25	更新許可
H10. 9.25	変更許可	H20. 7.23	変更許可
H15. 7.17	変更許可	H20. 7.30	更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無　有

7. 備考

許可番号　第 0340400736 2 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所　広島県広島市西区南観音六丁目１２番２１号
氏名　株式会社　環境開発公社
代表取締役　小林　友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事　湯 﨑 英 彦

許可の年月日　平成２１年　３　月２２日
許可の有効年月日　平成２８年　３　月２１日

１．事業の範囲
事業の区分
収集運搬（積替え・保管は含まない。）
産業廃棄物の種類
燃え殻，汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，ゴムくず，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。），陶磁器くず，鉱さい，がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板，鉛蓄電池の電極，鉛製の管又は板，廃石膏ボード，廃容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含み，廃ブラウン管，自動車等破砕物，判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況
平成21年4月20日　変更許可及び更新許可
平成23年9月15日　変更許可
平成25年6月12日　優良確認

５．積替え許可の有無　無
市名　―　許可番号　―

６．規則第９条の２第５項の規定による許可証の提出の有無　有

備考　市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号　第03301007362号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　広島県広島市西区南観音六丁目１２番２１号
名　称　　株式会社環境開発公社
　　代表取締役　小林　友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 石井　正弘

許可の年月日　　平成２４年７月　９日

許可の有効年月日　　平成２９年６月１９日

１．事業の範囲
⑴ 積替え又は保管の有無　　無
⑵ 取り扱う産業廃棄物の種類
　燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、鉱さい、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。）　以上14種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
　該当なし

３．許可の条件
　なし

４．許可の更新又は変更の状況
　平成 9年6月20日　新規許可
　平成24年6月26日　更新許可
　平成24年7月 9日　変更許可（種類の追加）

５．積替え許可の有無　　無
　岡山市　　無
　倉敷市　　無

【以下裏面に記載】

6．規則第10条の9第2項の規定により準用する規則第9条の2第5項による許可証の提出の有無　　有

許可番号 第０３５０００７３６２号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　広島県広島市西区南観音六丁目１２番２１号
氏　　名　　株式会社環境開発公社
　　代表取締役　小林友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第１項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事　　二　井　　関　成

許　可　の　年　月　日　　平成 ２１ 年　４ 月 １３ 日

許 可 の 有 効 年 月 日　　平成 ２６ 年　４ 月 １２ 日

１．事業の範囲
(1)産業廃棄物の種類
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、金属くず、ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃ｱﾙｶﾘ、紙くず、木くず、動植物性残渣、ｺﾞﾑくず、鉱さい、がれき類
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上14種類

(2)事業の区分
積替え又は保管を除く。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況
平成２１年４月１３日　更新許可

５．許可の申請がされた日における規則第９条の２第３項に掲げる基準への適合性

６．規則第９条の２第５項の規定による許可証の提出の有無
有

許可番号０３１０４００７３６２

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　広島県広島市西区南観音六丁目１２番２１号

氏　名　株式会社環境開発公社
　　代表取締役　小林　友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事　平井　伸治

鳥取県知事印
西部総合事務所専用

許可の年月日　　平成２３年　４月１６日
許可の有効年月日　　平成２８年　４月１５日

１．事業の範囲
汚泥、廃油
以上２品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、いずれも積替え保管を除く。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

３．許可の条件

なし

４．許可の更新又は変更の状況
平成２３年　４月１２日　更新許可

５．積替え許可の有無
鳥取県には政令市がないため記載事項なし。

６．規則第９条の２第５項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　無

許可番号　3200007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　広島市西区南観音六丁目１２番２１号

名　称　株式会社 環境開発公社

代表取締役　小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する

島根県知事　溝口善兵衛

許可の年月日　平成２０年１０月２７日

許可の有効期限　平成２５年１０月２６日

１．事業の範囲

事業の区分　積替え･保管行為を含まない　以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上３品目については、自動車等破砕物及び廃ブラウン管を除く。）、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類　以上１４品目、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く　以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

該当なし

３．許可の条件

特記事項なし

４．許可の更新又は変更の状況

(1)昭和６０年5月１１新規許可
(2)平成５年１０月２７日更新許可
(3)平成１０年１０月１４日更新許可
(4)平成１５年１０月２１日更新許可
(5)取り扱う産業廃棄物の種類の追加により平成２０年１１月１９日変更許可、同日更新許可

５．許可の申請がされた日における規則第９条の２第３項に掲げる基準への適合性

６．規則第９条の２第５項の規定による許可証の提出の有無　有 ・ 無

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　０４０００００７３６２

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　広島市西区南観音六丁目１２番２１号

氏　名　　株式会社　環境開発公社
代表取締役　小林　友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事　麻生　渡

許可の年月日　　平成　２１年　１２月　２２日

許可の有効年月日　　平成　２６年　１２月　２１日

１．事業の範囲
積替え・保管を行わない
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上３品目については自動車等破砕物を除く）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類（廃プラスチック類、ガラスくず等、紙くず、木くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む）　以上１４品目　以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
平成１１年１２月２２日　更新許可
平成１６年１２月２２日　更新許可
平成１６年１２月２２日　変更許可により取扱品目（燃え殻他１１品目）の追加
平成２１年１２月２２日　更新許可　以下余白

５．許可の申請がされた日における規則第９条の２第３項に掲げる基準への適合性
以下余白

６．規則第９条の２第５項の規定による許可証の提出の有無　有　以下余白

※更新手続は、有効期間満了日６０日前までに必ず所轄の保健福祉環境事務所で行ってください。

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　第０７６０００７３６２号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　広島市西区南観音六丁目１２番２１号

氏　名　株式会社　環境開発公社

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　小林　友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長　北　橋　　健　治

許　可　の　年　月　日　　平成　２１年　７月　２９日

許可の有効年月日　　平成　２６年　７月　２８日

１　事業の範囲

積替え又は保管を含まない

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、鉱さい、がれき類

以上１４種類（石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

３　許可の条件

なし

４　許可の更新又は変更の状況

平成　元年	７月２９日	新規許可	平成１６年	７月２９日	更新許可
平成　６年	７月２９日	更新許可	平成１６年	９月　３日	変更許可
平成１１年	７月２９日	更新許可	平成２１年	７月２９日	更新許可

５　許可の申請がされた日における規則第９条の２第３項に掲げる基準への適合性

余　白

６　規則第９条の２第５項の規定による許可証の提出の有無　　有

不服申立てについて：この許可証について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　０３９０００７３６２

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　広島県広島市西区南観音六丁目１２番２１号

氏　名　　株式会社環境開発公社

代表取締役　小林　友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事　　尾﨑　正直

許可の年月日　　平成２５年４月１０日
許可の有効年月日　　平成３０年２月１１日

１．事業の範囲
（1）事業の区分　収集・運搬（積替え又は保管を除く。）
（2）取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

３．許可の条件
な　し

４．許可の更新又は変更の状況
平成１０年２月１２日　新規許可
平成１５年２月１２日　更新許可
平成２０年２月１２日　更新許可
平成２５年２月１２日　更新許可
平成２５年４月１０日　変更許可（燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじんを追加）

５．高知市内の積替え許可の有無　　無

６．規則第９条の２第５項の規定による許可証の提出の有無　　有

許可番号　８９０１００７３６２

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　広島県広島市西区南観音六丁目１２番２１号
氏　名　　株式会社　環境開発公社
　　代表取締役　小林　友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けたものであることを証する

松山市長　　中　村　時　広

許　可　の　年　月　日　　平成２２年　８月１１日

許可の有効年月日　　平成２７年　８月　３日

１．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）
（事業の区分）
収集・運搬（積替え及び保管行為を含まず。）
（産業廃棄物の種類）
汚泥、廃油
以上２種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）
該当事項なし

３．許可の条件
該当事項なし

４．許可の更新、変更の状況

○　当　初　許　可	平成１２年　８月　４日
○　代表者変更（旧：平原道康）	平成１６年１１月１３日
○　更　新　許　可	平成１７年　８月　４日
○　更　新　許　可	平成２２年　８月１１日

５．許可の申請がされた日における規則第９条の２第３項に掲げる基準への適合性
該当事項なし

６．規則第９条の２第５項の規定による許可証の提出の有無　　(有)・無

許可番号　３８０７００７３６２

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　広島県広島市西区南観音六丁目１２番２１号
氏　名　　株式会社　環境開発公社
　　代表取締役　小林　友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県松山保健所長　竹之内　直人

許可の年月日	平成２２年　８月　８日
許可の有効期限	平成２７年　８月　７日

１．事業の範囲
（事業の区分）
収集・運搬（積替え及び保管行為を含まず。）
（産業廃棄物の種類）
汚泥、廃油　　以上２種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

３．許可の条件
該当事項なし

４．許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成１２年　８月　８日
○代表者変更（旧：平原　道康）	平成１６年１１月１３日
○更新許可	平成１７年　８月　８日
○更新許可	平成２２年　８月　８日

５．規則第９条の２第５項の規定による許可証の提出の有無　　(有)・無

様式　第十三号（第十条の十四関係）

許可番号 第 7350007362 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏　　名　株式会社環境開発公社
代表取締役 小林　友則
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 秋葉忠利

許可の年月日　平成２２年　５月１２日

許可の有効期限　平成２７年　５月１１日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
収集運搬（積替・保管を含まない） 以下余白	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 廃酸（水素イオン濃度指数２．０以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 廃アルカリ（水素イオン濃度指数１２．５以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 廃石綿等 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） 廃アルカリ（水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）。以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
無

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H12. 5. 9	更新許可	H17.12. 2	変更許可
H16. 3. 8	変更許可	H22. 6. 1	更新許可
H17. 5.25	更新許可	・・	

5. 許可の申請がされた日における規則第１０条の１２第２項の規定により準用する規則第９条の２第３項に掲げる基準への適合性

6. 規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　有

7. 備考

許可番号 第　03454007362　号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　広島県広島市西区南観音六丁目１２番２１号
氏　名　　株式会社 環境開発公社
　　代表取締役 小 林　友 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事　藤 田 雄 山

許 可 の 年 月 日　　平成　２１　年　３　月　２３　日
許可の有効年月日　　平成　２６　年　３　月　２２　日

１．事業の範囲
事業の区分
　収集運搬（積替え・保管は含まない。）
特別管理産業廃棄物の種類
　廃油（揮発油類，灯油類及び軽油類に限り，特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
　廃酸（水素イオン濃度指数２．０以下のもの並びに水銀又はその化合物，カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物及びシアン化合物を含むことにより有害なものに限る。）
　廃アルカリ（水素イオン濃度指数１２．５以上のもの並びに水銀又はその化合物，鉛又はその化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物及びシアン化合物を含むことにより有害なものに限る。）
　廃石綿等及び汚泥（水銀又はその化合物，カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物及びシアン化合物を含むことにより有害なものに限る。）以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類，特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３、許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況
平成２１年４月２０日　更新許可

５．許可の申請がされた日における規則第10条の12第２項の規定により準用する規則第９条の２第３項に掲げる基準への適合性

６．規則第10条の12第２項の規定による許可証の提出の有無　　有

許可番号 第０３５５０００７３６２号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　広島県広島市西区南観音六丁目１２番２１号
氏　　名　　株式会社環境開発公社
　　代表取締役　小林友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条の４第１項 の許可を受けた者であることを証する

山口県知事　　二　井　　関　成

許　可　の　年　月　日　　平成 ２１ 年　３ 月 ２３ 日

許 可 の 有 効 年 月 日　　平成 ２６ 年　３ 月 ２２ 日

１．事業の範囲
(1)特別管理産業廃棄物の種類
汚　泥（水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
廃　油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
廃　酸（水素ｲｵﾝ濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
廃ｱﾙｶﾘ（水素ｲｵﾝ濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
廃石綿等
以上5種類

(2)事業の区分
積替え又は保管を除く。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況
平成２１年３月２３日　更新許可

５．許可の申請がされた日における規則第１０条の１２第２項の規定により準用する規則第９条の２第３項に掲げる基準への適合性

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無
有

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号　第０７６５０００７３６２号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　広島市西区南観音六丁目１２番２１号

氏　名　株式会社　環境開発公社

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　小林　友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長　北　橋　　健　治　印

許　可　の　年　月　日　　平成　２２年　１月　１７日

許可の有効年月日　　平成　２７年　１月　１６日

1　事業の範囲

積替え又は保管を含まない

燃　え　殻　（ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚　　泥　（水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物又はｼｱﾝ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃　　油　（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃　　酸　（水素ｲｵﾝ濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物若しくは砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ　（水素ｲｵﾝ濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物若しくはｼｱﾝ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上５種類

2　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類

なし

3　許可の条件

なし

4　許可の更新又は変更の状況

平成１２年　１月１７日　新規許可　　平成１７年　１月１７日　更新許可

平成１４年　２月２７日　変更許可　　平成２２年　１月１７日　更新許可

5　許可の申請がされた日における規則第１０条の１２第２項に掲げる基準への適合性

余　白

6　規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　有

不服申立てについて：この許可証について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

許可番号　第０７４５２００７３６２号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　広島県広島市西区南観音六丁目１２番２１号

氏　名　　株式会社　環境開発公社
代表取締役　小林　友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条の４第１項 の許可を受けた者であることを証する

呉市長　小村　和年

許可の年月日　　平成２２年１１月２９日

許可の有効年月日　　平成２７年１１月２８日

１．事業の範囲
事業の区分
収集・運搬（積替え及び保管行為を含まない。）
特別管理産業廃棄物の種類
・廃石綿等
以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
余　白

３．許可の条件
余　白

４．許可の更新又は変更の状況
平成２２年１２月２１日　　更新許可　以下余白

５．許可の申請がされた日における規則第１０条の１２第２項の規定により準用する規則第９条の２第３項に掲げる基準への適合性
余　白

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・無

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号　第０４３５５００７３６２号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　広島県広島市西区南観音六丁目１２番２１号
氏　　名　　株式会社環境開発公社
　　代表取締役　小林　友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事　　蒲島　郁夫

許可の年月日　　平成２２年１２月２８日

許可の有効年月日　　平成２７年１２月２７日

１．事業の範囲

事業区分	収集運搬業（積替及び保管を含まない）
取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等　　以下余白

２．許可の条件
（１）熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
（２）熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

３．許可の更新又は変更の状況
（１）平成１７年１２月２８日付けで新規許可
（２）平成２３年２月２８日付けで更新許可

４．許可の申請がされた日における規則第１０条の１２第２項により準用する規則第９条の２第３項に掲げる基準への適合性

５．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　「無」

様式　第九号（第十条の六関係）

許可番号 第 7320007362 号

産業廃棄物処分業許可証

住　　所　広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏　　名　株式会社環境開発公社
　　代表取締役 小林　友則
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松　井　一　實

許可の年月日　平成２０年　８月１１日

許可の有効期限　平成２５年　８月１０日

1. 事業の範囲

区　分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおり

2. 事業の用に供する全ての施設
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H15. 6.26	変更許可	H17.11.25	変更許可
H15. 8. 8	更新許可	H20. 8.11	更新許可
H16. 4. 1	変更許可	H23.10.26	変更許可

5. 規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　　有

6. 備考

1. 事業の範囲

区　分	産業廃棄物の種類
中間処理 （天日乾燥） この欄以下余白	汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中間処理 （焼却） この欄以下余白	汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） 廃油 （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中間処理 （油水分離） この欄以下余白	廃油 （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中間処理 （選別） この欄以下余白	燃え殻（判定基準に適合しないものを含まない。） 汚泥（含水率８５％以下のものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。） 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 鉱さい ばいじん（燃え殻及び汚泥が混練されたものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。） （これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中間処理 （固化） 以下余白	汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。以下余白

HIROSHIMA ひろしまし

許可番号 第０３４２４００７３６２ 号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　広島県広島市西区南観音六丁目１２番２１号
氏　名　　株式会社環境開発公社
　　代表取締役　小林　友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事　藤　田　雄　山

許可の年月日　　平成　２１　年　３　月　２２　日
許可の有効年月日　　平成　２６　年　３　月　２１　日

１．事業の範囲
事業の区分
中間処理（発酵，造粒固化）
産業廃棄物の種類
【発酵】汚泥（有機性汚泥に限る。）及び動植物性残さ（これらのうち判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
【造粒固化】汚泥（無機性汚泥に限る。）（判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

２．事業の用に供するすべての施設
設置場所　広島県安芸高田市吉田町下入江字横路１１８４番地
(1)　発酵施設　昭和６１年１２月１７日設置　（汚泥を処理する場合）　５０ｔ／日
（動植物性残さを処理する場合）　５０ｔ／日
(2)　造粒固化施設　平成２１年８月１４日設置　汚泥　２４０m^3／日
(3)　保管施設　１０８m^2　汚泥（無機性汚泥に限る。）　１５８m^3　２．７５ｍ

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況
平成２１年４月２０日　更新許可
平成２１年８月１４日　変更許可

５．許可の申請がされた日における規則第10条の４第３項に掲げる基準への適合性

６．規則第10条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　　有